

問  
6

官公署では、別表第1に掲げる事業を除き、36協定を結ばなくても時間外労働をさせることができるのでしょうか？

地方公務員も労働基準法は適用されますから、36協定を結ばなければ、原則として法定労働時間を超える時間外労働や法定休日の労働をさせることはできません。

しかし、労基法別表第1に掲げる事業を除き、官公署の事業に従事する公務員には、公務のために臨時の必要がある場合は、法定労働時間を超える時間外労働や法定休日における休日労働をさせることができます（労基法第33条第3項）。公立の義務教育諸学校等の教育職員についても、同様とされています（義務教育職員給与等特別措置法第5条）。

ところが、旧労働省の解釈例規で「官公署の事業（労基法別表第1に掲げる事業を除く）では一般に労働時間の延長または休日労働は労基法第33条第3項を適用し同第36条第1項による協定は不要」（昭23.7.5基収第1685号、昭63.3.14基発第150号、平11.3.31基発第168号）とされていることから、これらの官公署で36協定を結ぶことを拒否する自治体当局が多くあります。

自治労は、労基法第33条第3項が適用される職場においても、災害その他避けることのできない事由がある場合（労基法第33条第1項）と公務のために臨時の必要がある場合を除き、時間外勤務命令は、36協定の締結が必要であると考えています。したがって、「公務のために臨時の必要がある場合」はどのような場合であるかを、交渉を通じて明らかにさせる必要があります。

労基法別表第1に掲げる事業を除く官公署とは、たとえば次のものです。ただし、水道課は本庁のなかにあっても、水道事業管理者が置かれている場合は製造業となり、別表第1第1号に該当しますので、注意が

必要です。

＜労基法別表第1に掲げる事業を除く官公署の例＞

本庁、支所、出張所、行政委員会事務局、消防署、警察署、旅券事務所、福祉事務所、家畜保健衛生所、養蚕指導所、病虫害防除所、地域農業改良普及センター、計量検査所、身体障害者更生相談所、婦人相談所、児童相談所、消費生活センター、コミュニティセンターなど

なお、別表第1に掲げる事業を除く官公署という意味で、「旧16号職場」または「非現業の官公署」と呼ばれることがあります。以前は、労基法第8条で労働基準法が適用される17種類の事業を列挙していましたが、その第16号は「その他の官公署」とされていました。1998年の労働基準法改正で、事業の区分は別表第1に引き継がれましたが、第16号と第17号（その他の事業）は削除され、第15号までになりました。